

令和2年 第10回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年5月27日（水） 開始時刻 午前9時～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長，伊藤一委員，清島委員，伊藤三千代委員，大森委員
- 4 説明員 青木教育次長，鈴木学校教育担当次長，坂井教育企画課長，
石和総務担当主幹，吉岡学校管理課長，口川学校教育課長，
秋田学校健康課長，秋山生涯学習課長，山口文化課長，
掛布スポーツ振興課長，廻谷教育センター所長
- 5 書記 田上課長補佐，横塚総務担当副主幹，尾嶋係長，関係長，佐藤総括，
樋口主事

- 6 傍聴者 0名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第24号 令和3年度使用教科用図書採択の基本方針等について
 - 議案第25号 宇都宮市立学校の管理運営に関する規則の一部改正
 - 議案第26号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
 - 議案第27号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について
 - 議案第28号 宇都宮市教育支援委員会委員の解職及び委嘱について
 - 議案第29号 宇都宮市教育支援委員会への諮問について

 - (2) 報告事項
 - 報告第35号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第36号 令和元年度就学援助の支給状況等について
 - 報告第37号 新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休業について
 - 報告第38号 令和元年度学校給食費滞納対策の結果について
 - 報告第39号 宇都宮市子どもの家条例施行規則の制定
 - 報告第40号 市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部改正
 - 報告第41号 オンラインによる学びなどの機会を確保するICTの活用について
 - 報告第42号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について

 - (3) その他
 - ① 令和2年度全国高等学校総合体育大会の中止について

8 議事の内容

- 事務局 新型コロナウイルス感染防止のため、会議運営にあたり、3つの対策を講じて会議を開催したい。
- 一つ目に、換気の悪い密閉空間にしないよう、外気を取り入れる換気を実施する。
- 二つ目に、飛沫感染を防ぐため、会議出席者全員がマスク着用の上、発言は起立せず着席にて行う。
- 三つ目に、長時間の密集密接を避けるため、審議事項の決定に際し、判断を要する質疑以外については、会議後に「委員d e サロン」等で対応するので、会議の円滑な進行にご協力いただきたい。
- 教育長 ただいまから、第10回宇都宮市教育委員会を開会する。
- 教育長 本日の会議録署名委員は、清島委員、伊藤三千代委員にお願いする。
- 教育長 次に、第9回会議録について、ご意見などあるか。
(特になし、全員了承)
- 教育長 それでは、第9回の会議録署名委員の伊藤一委員、清島委員に署名をお願いする。
(会議録に署名)
- 教育長 議案第26号、議案第27号、議案第28号、報告第35号、及び報告第42号は、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。
(全員賛成)
全員賛成なので、これについては非公開とする。
- 教育長 また、議案第24号「令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」の審議に当たり学校教育課長から事前に説明があるのでお願いする。
- 学校教育課長 議案第24号「令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」の審議に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定の事項に照らし合わせ、審議の公正確保に努める必要がある。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項には、「教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は、自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。」と規定されている。
- ついては、大森委員が、中学校の技術家庭科の「家庭分野」の教科書における執筆等に携わっていることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1

4条第6項の規定に基づき、公正確保のため、執筆等に携われた教科書会社が編修している種目の「美術」、「技術分野」、「家庭分野」及び「英語」に関する審議については、大森委員にご退席していただくことを、お諮りくださるようお願いしたい。

また、その他の教科については、執筆等に携われた教科書会社が編修していないため、大森委員が審議にご参加いただくことを併せて、お諮り下さるようお願いしたい。

教育長

ただいま説明があったとおり、大森委員については、執筆等に携われた教科書会社が編修している種目の「美術」、「技術分野」、「家庭分野」及び「英語」に関する審議について、ご退席していただくこと、また、その他の教科の審議の際は、審議にご参加いただくことを承認してよろしいか。

(全員了承の場合)

教育長

全員賛成なので、承認する。

教育長

それでは、審議事項に入る。

議案第24号「令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 法に基づき、令和3年度に使用する宇都宮市立小・中学校教科用図書及び小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択に係る事務を行うため、令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針、調査結果の観点について決定するもの。
- 基本方針については、栃木県が4月に決定した令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針等を参考にしている。
- 採択の基本として、新学習指導要領と県の調査研究資料を参考に、すべての教科用図書について調査研究を行い、本採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。
 - ・ 令和3年度使用教科用図書の採択については、新学習指導要領に沿って新たに編集された中学校用教科用図書、小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、調査研究を行う。
- 令和3年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点（小観点）について、本採択地区の特色に即した小観点を設定する。県の表記と異なる箇所は学習指導要領や教科用図書検定基準に用いられる表記にあわせたものであり、
 - ・ 大観点1「目標や内容」を「目標及び内容」
 - ・ 大観点3「組織・配列等について」を「構成・配列等」

と表現している。

○ 小中学校特別支援学級における大観点1の小観点について、それぞれの児童生徒の発達の段階等に即して、学校教育法附則第9条に規定された教科書以外の教科用図書を使用することから

- ・ 大観点1「適合」を「目標及び内容に照らし合わせて適切か」という文言に変更している。

2 採択の公正確保

公正に採択するため、教育委員会の委員及び調査員の選任には公正を期すとともに、厳正に進めていく。

教育長

まずは、「令和3年度使用教科用図書の採択の基本方針について(案)」及び「令和3年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の観点(小観点)について(案)」のうち「国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、道徳、特別支援」について審議を行う。

質疑等はあるか。

伊藤(一)委員

昨年度も「構成」と「組織」の言葉について質問をした覚えがあるが、学習指導要領との関係についてもっと明確な説明をお願いしたい。

学校教育課長

「及び」というのは学習指導要領に合わせて表記した。大観点3の「組織・配列等」と県が表記しているところを河内地区の方では「構成・配列等」と表記しているのは、学習指導要領とは別に検定基準というのがあり、その表記と合わせている。

伊藤(一)委員

県の方は検定基準で「組織」としているのか。

学校教育課長

県もちろん検定基準を踏まえているとは思いますが、河内地区の方は検定基準をそのまま使って「構成」にしている。

伊藤(一)委員

なぜ県の方は変えているのか。

学校教育課長

県の方は、中身について系統性を重視している。

伊藤(一)委員

「組織」という言葉は逆になじまないような気がする。むしろ教科書ですから河内地区の「構成」という言葉がわかりやすいと思う。この「組織」という言葉が、昨年も質問したと思うが、何かなじまない。それでも「組織」という言葉で県が示してくるというのが私にはよくわからない。読んでいてここで急に「組織」という言葉が出てくるのが不自然だと思うので、県がどういう考えでこの言葉を自治体に示すのかどこかで聞いておいていただきたい。また、ほとんど県の観点と河内地区の観点が変わらないにも関わらず、対比表を作っているというのが果たしてどこまで意味があるかわからない。これだけ何枚も紙を使ったうえでわずか数行のために、これだけのことをしなければならないのか。あるいは、両方共通だがここだけ違うという表記もある。本来は全て見なければならないとは思いますが、私はもっと合理的に表記してもいいと思う。いかがだろうか。

学校教育課長

資料の作り方等は今後コンパクトにはまとめるつもりである。

教育長

「組織」の表現については、うちの考えは県には伝えてある。でも県は変えないということである。県の観点とそれに基づいた採択に係る観点を設けなければならないという法律はそもそもあるのか、

学校教育課長 河内地区の採択規約として県の資料を参酌しながら 参考程度に扱えばいいので、より本市の考えにそぐわなければそこはアレンジしていく。資料の効率性というか、分かりやすさについては今後考えていく。

伊藤 (-) 委員 内容自体はこれでいいと思う。

教育長 それでは、今説明したところは決定してよろしいか。
(全員了承)

教育長 次に、「令和3年度使用教科用図書採択に係る調査研究の観点(小観点)について(案)」のうち「美術、技術・家庭、英語」について審議を行う。
ここで大森委員にはご退席いただく。
(大森委員退室)

教育長 それでは、質疑等あるか。
(特になし)

教育長 それでは、大森委員に入室していただく。
(大森委員入室)

教育長 それでは、議案第24号を決定する。

教育長 議案第25号 「宇都宮市立学校の管理運営に関する規則の一部改正」について説明願う。

学校教育課長

【説明要旨】

- 新型コロナウイルス感染症防止対策の一環としての学校の臨時休校により不足した小中学校の授業日数の確保のため、管理運営に関する規則の一部を改正しようとするもの。今後第2波、第3波や、大規模な自然災害により臨時休業が想定されることから、それらに備えた対応にもなる。
- 現行の管理規則では第6条第2項の通り、各長期休業日における授業日の上限の規定が示されている
 - ・ 今回の臨時休業は4～5月中でも33日間であり、この授業日の手当として夏季休業中に上限の7日を超えて17日間授業を実施する。
 - ・ 今後の感染の蔓延などを想定した後期の臨時休業に備え授業日を確保できるように整備しておく必要がある
- 改正案として、
 - ・ 第6条 校長は、必要があると判断したときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、前条第1項第3号に規定する休業日に、授業を行うことができる。
 - ・ 校長は、効果的な教育活動を実施するため、前条第1項第4号から第6号までに規定する休業日に授業を行うことができるとする。

教育長

質疑等はあるか。

伊藤(一)委員

第1波が終わったところだが第2波、第3波が仮に起きた時に、未履修という形になった場合、小中学校は高校とは違うかもしれないが、教育課程が全般的に実施できない。未履修となった場合にはどういった対応になるのか。

学校教育課長

どのぐらいの休業日になるかまだ想定できないが、いろいろな方策を考えていて、1つは前回の日数であれば可能な限り、小学校4年生以上だと1015時間は履修することになる。その1015時間を夏季休業等を使いながら実施することになるが、当然休業が延長された場合は、これも不可能なラインがくる。そのため、例えば授業のコマ数、普通は小学校が45分、中学校が50分で授業を行っているが、それを5分間それぞれ短縮して小学校が40分、中学校が45分として、コマ数を増やしてなんとか内容を実施していく。そのためには、当然各内容を関連付けて効果的に教える必要がある。学校は教育課程を系統的に関連づけながら時間数をコンパクトにして実施するという方策もある。前提としては失った時間を可能な限り、休業日の授業、土曜授業、又は朝の学習の時間20分を3回やれば60分の授業時間を確保できるので、その時間を使ったり、週に1回6時間に増やしたり、授業時間を40分にして7時間授業にしたり、さまざまな工夫をしながら決められた授業数を履修できるようにしていきたい。

伊藤(一)委員

立法の問題なんだろうが、さらに第2波、第3波が深刻になった場合、主要科目をある程度履修することによって、その学年全体を履修したことにするとか、そのようなこともあるのかなど。また1年やるのは厳しいだろうし、9月入学の話も議論になっているから、実質的には中身は薄くなってしまいが、特別な状況だから履修したことにしようと。今の話も時間を短くしてとかコマ切れにしてとかという風に聞こえたので、形式的なところではなく実体的なところは、履修したことにしようと、そんな感じのことと理解したらいいのか。

学校教育課長

学校での教育には、子どもたちの人格の形成という目的もあるので、5教科に絞れず、バランスよく行う必要がある。努力した結果10時間下回っても、法的には問題はないと国も示している。最初からやらないというのはできない。努力したうえで、年度末に時数が足りなくても、法令違反にはならない。

伊藤(一)委員

了解した。

教育長

先月県内の教育長が集まる会議で、この時間を減らしてもいいというのを県として示してくれないのかという話に対し、減らしてもいいとは県として言えないとのことであった。例えば、体育とか減らしてもいいとは言えないけど、道徳の授業も年間35時間あるが、普段の指導で代替できる部分もあるのではないかと。総合的学習の時間は70時間あるが、それも授業中にやらないで何か体験活動をやることによって代替できないか、といったことを各学校で工夫してできるのではないかと聞いた話がでた。各学校で、そういった工夫をしながら、でも極力決められた時数を授業できるようにしていきたい。

大森委員

学習時間の確保で努力されているということだが、関連して学校独自の行事・イベントがあると思うが、現時点で宇都宮市として中止というのはあるのか。

学校教育課長

市として行事等を一律に中止することを通知していることはない。学校として

は夏休み以降の時期にずらして、修学旅行であれば、方面もやはり関西方面に、中学校なら奈良京都に行きたいという子どもも多い。そのため、時期を開けて模索しながら検討したい。子どもにとってはかけがえのないイベントであるし、それを無くすのは華がなくなってしまうし、子どもたちの期待が無くなってしまうということもあるので、現段階ではなるべく中止にしない方向で検討している。

教育長
学校教育課長

規則の改正に基づいて、夏休みについて説明をお願いしたい。

夏休みは8月1日～8月16日の16日間は夏季休業となって、それ以外の7月21日～7月31日、それから夏季休業が終わる8月17日から8月29日、夏休みを挟んだ前後に授業を行っていく。夏休みに授業を実施してもいいかという学校もあったが、家族との行事も失わないようにする昨今、そこは夏休みを一律に確保して家族といろいろな行動することも大切なので、8月1日から8月16日の16日間は、市内小中全校一律で夏休みを実施するという事で周知している。

教育長

校長は夏季休業の期間を変えてもいいわけだが、今年の夏休みは16日間で統一しようと、校長に依頼する形である。

教育長

それでは、議案第25号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第25号を決定する。

教育長
教育センター所長

議案第29号 「宇都宮市教育支援委員会への諮問について」説明願う。

【説明要旨】

- 障がいのある幼児・児童・生徒の教育上必要な支援の内容、その他適正な就学について諮問する。対象者は、令和3年度小学校入学予定者及び小中学校在籍児童生徒のうち、教育支援委員会での適正な就学先に関する検討を希望するもので、開催回数は令和2年8月から12月までの期間に10回開催する。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、議案第29号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第29号を決定する。

教育長

次に報告事項に入る。

報告第36号 「令和元年度就学援助の支給状況等について」説明願う。

学校管理課長

【説明要旨】

- 令和元年度の認定者数は3,924人で、前年度と比較し109人増加している。また、認定となった家庭状況は、ひとり親家庭が多く、全体の約8割を占めている。

- 支給人数は小中学校合計が3,649人で、前年度と比較し164人増加している。支給額は363,946千円で前年度と比較し、33,472千円増加している。支給額増加の理由は、支給人数が増加したことのほか、令和元年度から新入学関係種目の増加「卒業アルバム購入への支援の開始」による支給内容の充実によるもの
- 今年度の取組として、平成30年度に実施した小中学校の学校諸経費の調査結果や国の動向だけでなく、子ども未来課と連携し、子どもの貧困対策の取組の観点から対策を行っている。
- 新型コロナウイルス感染症による影響への対応
 - ・ 学校休業
当初認定分については4月中に申請を学校へ提出するよう通知しているが、学校休業中であるため、申請書提出期限を5月末まで延長（5月末までに申請すると4月分から支給）
 - ・ 家計急変
給料明細書等の提出により、急変後の家計状況を加味して審査を実施

教育長 説明は以上だが、質疑などはあるか。
伊藤(一)委員 家計急変で、説明の中で給与明細書の話がでたが、事業者の子どもはどうなるのか。

学校管理課長 経済部で提出いただいているような申告書などを提出してもらおう。
伊藤(一)委員 性善説であるというのが政府の見解であると思うので、簡易なものでも受け入れてもらうということになるのだろう。

学校管理課長 急変前のものから提出してくださいと言っているのだから、揃えていただいたものを吟味していきたい。

教育長 それでは、報告第36号を承認してよろしいか。
(全員了承)

教育長 報告第36号を承認する。

教育長 **報告第37号 新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休業について**
及び**報告第41号 オンラインによる学びなどの機会を確保するICTの活用について**は関連があるため、合わせて説明願う。

学校教育課長 **【説明要旨】**
新型コロナウイルス感染症に係る小中学校の臨時休業について

- 4月23日～5月10日に3回目の臨時休業を実施
 - ・ 学校再開後の学習や今後の学校生活に向けた不安解消のための登校日の設定
 - ・ つながり大切にしたいきめ細やかな学習支援
- 5月11日～5月31日
 - ・ 3段階で分散登校の実施を指示
 - ア 第1フェーズ（5月7日～15日）

全学年1回程度の、短時間での課題提出・受け取りによる個別指導を実施
イ 第2フェーズ（5月18日～22日）

全学年1～2回程度の分散登校により、学習支援等を実施

ウ 第3フェーズ（5月25日～29日）

小6・中3は3～5回、その他の学年は2～3回の分散登校により、学習支援等を実施

○ 6月1日～

- ・ 通常登校で学校を再開

給食及び部活動についても、感染症拡大防止対策を十分に講じたうえで、6月1日から再開

教育センター所長

オンラインによる学びなどの機会を確保するICTの活用について

○ 取組内容

(1) 双方向でやりとりできるツールの確保

現在、学校が児童生徒や保護者とつながる手段は、ほぼ一方向となっているため、健康状態の確認や安否確認、毎日の課題提示や学習の進捗確認による学習機会を確保する必要があることから、双方向でやりとりできる連絡体制を整備する。

⇒双方向の連絡ツール「まなびポケット」の活用

- ・ 通信事業者が提供する教育プラットフォームで、各社デジタル教材の活用や、メッセージの送受信、ファイルの共有、学校ごと・クラスごとの掲示板など、様々なサービスを活用（無料）

(2) 学習機会の確保

⇒オンラインで行う学習サービス「eboard（イーボード）」の活用

- ・ NPO 法人 eboard が作成した動画とデジタル問題集で、自学を進められるICT自学教材
- ・ 緊急事態宣言で5月に申し込み・アクセスが殺到したため、一時運用を停止していたが、eboard ホームスクールという形で再開
- ・ 既存の2,500本の動画に加え、NHKの動画にもリンクできることで、幅広い活用が可能
- ・ eboard が学びポケットの中に入っているため、わからないことがあったり困ったりしたら掲示板で先生に連絡できる

○ まなびポケット、eboard はスマートフォンでもアクセスし活用可能

○ 導入スケジュール

- ・ 4月下旬～ 導入準備

・ 5月～

連休明けにテスト校で導入・実施

（5月14日に全小中学校で運用開始）

- ・ 今後各校から保護者にアカウントが配布される

○ 各家庭への対応

- ・ 端末等を確保できない家庭に対しては時間差登校等で学校のパソコン室を開放して利用を促したり、登校が困難な場合は、課題プリントの手渡しなどの代替手段を行う
- ・ 6月1日から再開される授業でeboardや学びポケットを活用することで、1人1台端末のGIGAスクール構想に向けての先生や児童生徒のスキルアップに繋がる

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(一)委員

デジタル教材も今までに導入していると思うが、学びポケットでは、宇都宮市の各学校ですでに導入されているデジタル教材も使えるのか。

教育センター所長

学びポケットについては、画面の中にeboard等のソフトが入っている。有料のものは今のところ使えない。学校で、学びの機会ということで教育センターや文部科学省のホームページからでも、学習の動画にリンクできるようになっている。

伊藤(一)委員

今は、テレワークみたいに子どもの顔がみえるというわけではないだろう。

教育センター所長

その通りである。まずは簡易的な掲示板で双方向にやり取りをする。質を高めたいとなかなかオンライン授業であるといってもなかなか集中が続かなかったり、使い方がわからなかったりということもある。そのため、まずは学校で使用することで使い方を覚え、ゆくゆくは顔を合わせて遠隔授業ということに繋がっていくが、まずは練習期間を設けていく。

伊藤(一)委員

今年は助走段階だと考えれば、良い機会だと思う。ただ、端末とか環境、タブレットの貸し出しなどの問題を、今後、教育センターの方で考えなければならぬと思うので、よろしくお願ひしたい。

教育センター所長

各家庭のアンケートを行っていて、実際には9割近くがスマホ等を持っているが、実際には難しい家庭もある。市としては状況を把握して、実際ソフトをどのように活用できるのか、調査を進めていきたい。

伊藤(一)委員

オンラインは今の状況で話題になっているが、将来的には不登校の子にも、画面を通して接することでまた登校してくれるとか、いろいろな効果があると思うし、ある意味チャンスのお機いだ。よろしくお願ひしたい。

大森委員

職場でも様々なリモートツールを使って授業を進めているところだが、大きな課題としては、利用できない学生への対応である。端末の関係であったり、あとは通信が上限に達してしまい、速度がかなり低下してしまうこともある。ポータブルwi-fiやSIMカード端末の配布を進めていければと思う。

教育センター所長

ルーターの貸し出しや通信補助などの補助金なども考慮しながら考えていきたいが、実際はコロナの影響で製造の方も滞っている。一人一台端末等が前倒しになっているなかで、実際に調達が可能なのかという話にもなっている。

学校管理課長

学校整備の方は学校管理課で行っている。学校の中に関しては高速大容量のネットワーク整備の予算を確保している。現在使っているような学びポケットの通信は全児童が使ってもスムーズに使用ができる。端末に関してもスペックとしてはそんなに高いものではないかもしれないが、カメラ機能を付けたものを確保するように準備を進めている。当初こちらに関しては昨年度の予算のなかで、小学5年生、6年生、中学1年生の3学年分の予算は確保していたが、合わせて今回

コロナの対応も受けて、国の方でも全学年配布できるように補正予算を組んでいるので、そういったものを活用していく。本市としても、全学年揃えられるようにしていきたいが、家庭の通信機器だけでなく、端末自体も全国的な調達競争が起こるだろうと考えているため、動いたからといって全部調達できるかは分からないが、現在、スペックなどを検討している最中なので、なるべく早く対応していきたい。

清島委員

授業での導入のシミュレーションはどうなっているのか。学びポケットやeboardを使った授業をいつから始めるのか。

教育センター所長

6月1日から学校が始まるということでまずは学校行事等のやり取りに使用する。実際にはパソコン室のパソコンを使ってソフトを利用することができる。家庭に端末がないお子さんでもここで経験ができる。実際に学校に向けては、時間を使ってeboard等を使った授業を行ってくださいと話している。

清島委員

特にどの教科に何時間割いてくださいというのは決まっていないのか。

教育センター所長

今の段階では具体的な指示は出していない。

清島委員

何時間ぐらいやってくださいという指示はあってもいいのかなと思う。

教育センター所長

そのあたりも今後具体的な目標を提示していきたいと考えているが、緊急事態で急遽導入し、休みの状態になったときに子どもの状況が見えてくるということで環境を整えているので、まずは導入という形で子供たちにアカウントを配布し活用できる状況まで。学校が始まったら、4月当初から子供同士は会っていないのだから、まず学級のなかで実際のふれあいを大事にして、それから具体的な活動について提示していきたい。

教育長

それでは、報告第37号及び報告第41号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第37号及び報告第41号を承認する。

教育長

報告第38号 「令和元年度学校給食費滞納対策の結果について」説明願う。

学校健康課長

【説明要旨】

- 平成元年度の滞納者数及び滞納金額は過去最少の21人、566,407円となった。収納率は99.97%となっている。
 - ・ 滞納者の内訳としては、経済的な理由が21人中15人、経済的な理由以外が21人中6人であった。
 - ・ 滞納がある小中学校は昨年よりも1校減っている。
- 滞納対策の主な取組として、現年度分「滞納額ゼロ」及び「児童・生徒在籍期間中の滞納学校給食費完納」を重点目標とし、各小中学校の滞納対策本部を中心に積極的に滞納対策を実施した。

具体的には、

 - ・ 経済的な理由による滞納者に対し、就学援助制度等の利用の勧奨
 - ・ 児童手当について、学校給食費に充当徴収する仕組みを勧奨
 - ・ 中学卒業時点での滞納者に対し、滞納金額を明示した「分割納付誓約書」

の提出を求めた。

- 滞納対策の評価については滞納者数及び滞納金額は減少していることから滞納対策は一定の成果を上げることができたと考えている。
 - ・ 経済的な理由による滞納者については、就学援助制度や児童手当等からの充当徴収の利用勧奨を継続し、経済的な理由以外による滞納者については、滞納額が少額である早期の段階で、きめ細かな納付相談などを行った結果、滞納者数及び滞納金額の減少につなげることができた。
- 今後の取り組みについて
 - ・ 各小中学校の滞納対策本部を中心とした滞納対策の実施
 - ・ 引き続き、現年度分「滞納額ゼロ」及び「在籍期間中の滞納額完納」を重点目標とした市教委と学校が連携した滞納対策の実施
 - ・ コロナウイルスによる家計の影響などもあるため、就学援助等の利用や児童手当等からの充当徴収の利用勧奨

教育長
伊藤（一）委員

説明は以上だが、質疑などはあるか。

学校健康課の問題として提起されているわけだが、滞納者の実情についてスクールソーシャルワーカーとの間でどの程度連携をとって考えているのか。というのは、経済的な理由もあるし、もしくは経済的ではない理由をもっているご父兄というのはお子さんに対して問題行動があったりする可能性もあるので、問題がいろいろなところで発生する可能性もある。そのひとつの指標とも考えられるので、スクールソーシャルワーカーとの一定程度の情報交換が必要ではないかと考えているが、そのあたりはどうだろうか。

学校健康課長

現在、経済的理由による滞納者に対しては、必要に応じて就学援助制度などの周知、活用などを促している。経済的理由以外の滞納者についても、納付期限までの入金が守れていないなど、支払能力があるにも関わらず支払う意思がないといった方はほとんどいない状況である。今後の滞納対策の中において、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用の必要性があれば検討していく。

教育長

スクールソーシャルワーカーが、滞納対策関係で関わったといった事例があるか。

学校教育課長

直接、生活困窮世帯で、滞納との相関という話はあがってきてはいないが、生活困窮世帯を発見して重症化を防ぐ取組にはなると思うので、学校健康課と連携しながら対応していきたい。具体的に滞納の対策事例というのは今のところない。

学校教育担当次長

スクールソーシャルワーカーは、給食費の滞納者に直接関わっているというより、経済的、福祉的支援が必要な方に関わっている。経済的に難しいという家庭には就学援助を進めていて、そういった家庭は支払いに問題はない。そういった意味ではうまく関わっているのかなと思う。

大森委員
学校健康課長
大森委員

滞納者の内訳で、人数をだしているが、世帯とした場合どうなるか。

世帯で見たとき兄弟など、世帯で見ると変わってくるのかなと思う。

人数への対策も大切だが、世帯への対策、評価というのも大切だと思う。

教育長

それでは、報告第38号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第38号を承認する。

教育長

報告第39号 「宇都宮市子どもの家条例施行規則の制定」について説明願う

生涯学習課長

【説明趣旨】

- 令和2年3月24日に公布された宇都宮市子どもの家条例の施行について必要な事項を定めるものであり、令和3年4月1日から施行する。
- 開所時間や休所日、使用許可の申請等について条例の細部を定めるもの

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第39号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第39号を承認する。

教育長

報告第40号 「市長の権限に属する事務の委任等及び委員会等との間における事務の補助執行に関する規則の一部改正」について説明願う

生涯学習課長

【説明趣旨】

- 令和2年3月24日に公布され、施行日を令和3年4月1日とする。
- 改正の内容
 - ・ 第5条第1号ア中「及び高間木キャンプ場」を、「、高間木キャンプ場及び子どもの家」に改め、同条第2号中「高間木キャンプ場」の右に「、子どもの家」を加える。
- 宇都宮市子どもの家条例の制定に伴い子どもの家が市長の権限に属する施設となるため、それを教育委員会に事務委任するもの。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

(特になし)

教育長

それでは、報告第40号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第40号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席、非公開審議の開始】

- 議案第 26 号 宇都宮市社会教育委員の解職及び委嘱について
⇒ 決定
- 議案第 27 号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱について
⇒ 決定
- 議案第 28 号 宇都宮市教育支援委員会委員の解職及び委嘱について
⇒ 決定
- 報告第 35 号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認
- 報告第 42 号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- 6月教育委員会等の日程について
 - ・ 6月3日（水） 午前9時～ 教育委員会臨時会
 - ・ 6月26日（金） 午後3時～ 教育委員会定例会

教育長

以上をもって、本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後10時45分

署名委員

署名委員
